

自動車道事業供用約款

津峯観光株式会社

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道(以下「自動車道」という)の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法定規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 津峯スカイライン

(徳島県阿南市見能林町大坪13番地々先から、徳島県阿南市見能林町三谷38番地まで)

(供用期間)

第2条 自動車道を使用できる期間(以下「供用期間」という)は通年とし、自動車道を使用できる時間(以下「供用時間」という)は次の通りとする。

4月1日から10月31日の間は、5時から22時までとし、11月1日から3月31日の間は6時から22時までとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において運輸大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用権の種類は、次のとおりとする

(1) 普通使用券

(2) 回数使用券(回数使用券については券片を切りはなして使用することは出来ない)

(使用料金の收受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者(以下「使用者」という)は所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

2 回数使用券については、券片を切りはなして使用することはできない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条の第一項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間同項の使用券を所持し、当社係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社係員が使用券を回収した場合は、この限りではない。

2 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかなる場合を除き、使用区間に対する使用料金を收受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条 当社は、未使用で有効期間内の使用券(次項の証票を含む。以下同じ)について払い戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額の1割を手数料として收受し払い戻し、回数使用券にあって残券片に表示された合計金額をその2割の手数料を收受して払い戻す。

2 当社は天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券については收受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第五条第一項の手続きを受けた回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。

- 3 当社は、前項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は、回数使用券の有効期間を、その超えた回数だけ延長する。
- 4 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
- 5 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払い戻しをしない。

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
 - (2) 自動車道の使用が供用期間外又は供用時間外となる場合
 - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
 - (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
- 2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

- 2 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり自動車道から退去したときに終る。
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。
 - (1) 使用者の故意又は過失
 - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
 - (3) 盗難その他第三者による危害
 - (4) 天災地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

第12条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

昭和42年8月1日

保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による

1 供用を制限する自動車の長さ、幅、高さ、重量

イ 長 さ 12.0m以下

ロ 幅 2.5m以下

ハ 高 さ 3.8m以下

ニ 重 量 20.0t以下

2 最高速度

高速車・中速車 30km/時

3 カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラ付自動車その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置と有する自動車は通行を禁止する。